

令和4年12月5日

事業主殿

(公社) 神奈川労務安全衛生協会
横浜南支部

中小規模事業所（労働者数10人以上～50人未満）の方々必見！

安全衛生推進者・衛生推進者養成講習会（2023年度）

この講習会は「労働安全衛生法・第12条の2」に基づき、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場において「安全衛生推進者」または「衛生推進者」の選任が義務付けられていることから、資格を取得するための法定講習（安全衛生推進者10時間、衛生推進者5時間の講習）として開催するものです。

最近では、労働基準監督署から、安全衛生推進者や衛生推進者を選任していないなどで、是正指導を受けている事業者が多く、今後も指導を強化していくことが伝えられております。



つきましては、該当事業場におかれましてはこの機会に多数受講いただきますようご案内申し上げます。

*2023年度 衛生推進者/安全衛生推進者養成講習 日程

開催日程	時間	会場
6月21日(水) 22日(木)	9時30分～15時50分	万国橋会議センター
9月21日(木) 22日(金)	9時30分～15時50分	万国橋会議センター
11月8日(水) 9日(木)	9時30分～15時50分	万国橋会議センター
2月28日(水) 29日(水)	9時30分～15時50分	万国橋会議センター

*衛生推進者は初日のみの講習で修了証をお渡しします。

*会場、講師等の都合により日程変更の可能性があります。詳細は支部ホームページでご確認ください。

*支部ホームページ：<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/yokominami/index.html>

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会横浜南支部

〒231-0011 横浜市中区太田町1-20 三和ビル

TEL：045-651-4701 FAX：045-651-0862

※ **出張研修** **上記に限らず、企業グループ向けの出張教育・研修会も適宜実施しておりますので、お気軽にご相談ください。**

※ 災害が繰り返し発生している 小売業、社会福祉施設、飲食店は、安全推進者の配置等に係るガイドラインにより、**安全衛生推進者の中から安全推進者**を選任することが求められています。